

# 目黒区教育に関する大綱

## 素案

平成27年12月

目黒区

## 【目次】

はじめに	1
1 策定の経緯	2
2 大綱の概要	
(1) 大綱の位置づけ	2
(2) 大綱の期間	3
(3) 大綱の目標	3
3 基本方針と施策	
基本方針1 人権を尊重する教育の推進	4
基本方針2 地域ぐるみの教育の振興	5
基本方針3 学校教育の振興	6
基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興	8
基本方針5 芸術文化の振興	9
●資料	
用語解説	10

\*印の用語はP10からの用語  
解説に記載があります。

## はじめに

グローバル化や高度情報化の進展は、急速な社会の変化をますます加速させています。こうした中、急激な少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少、地域社会や家族形態の変容による人間関係の希薄化や孤立化など様々な課題が懸念されています。

これらの課題を乗り越えるための一律の正解はありませんが、これからの社会においては、一人ひとりが生涯にわたって能動的に学び続け、必要とする様々な力を養い、その成果を社会に生かしていく必要があります。人々の多様な個性・能力を開花させ人生を豊かにするとともに、社会全体の一層の発展を実現するために教育の果たす役割への期待は大きいと言えます。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す「知識基盤社会\*1」の時代とも言われます。狭義の知識や技能のみならず、自ら課題を見つけ考える力や柔軟な思考力、身につけた知識や技能を活用して複雑な課題を解決する力など、様々な変化に対応するために必要な力をはぐくむことが重要です。また、学校や障害福祉の分野における近年の法改正により、障害のある子どもと障害のない子どもが可能なかぎり共に学ぶ「インクルーシブ教育システム\*2」の構築が求められています。

現在、本区では、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を長期計画の基本目標の一つに掲げ、教育、芸術文化、スポーツの振興などの分野における様々な施策に取り組んでいます。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、関係する各種計画に基づく施策との整合性を図りつつ、今日的な課題を踏まえ、区長が定める大綱として策定しました。

目黒区における教育、芸術文化、スポーツの振興に関する施策について、今後の方向性を明確に示すとともに、区民の意向をより一層反映し、総合的な推進を図るものです。

## 1 策定の経緯

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されました。

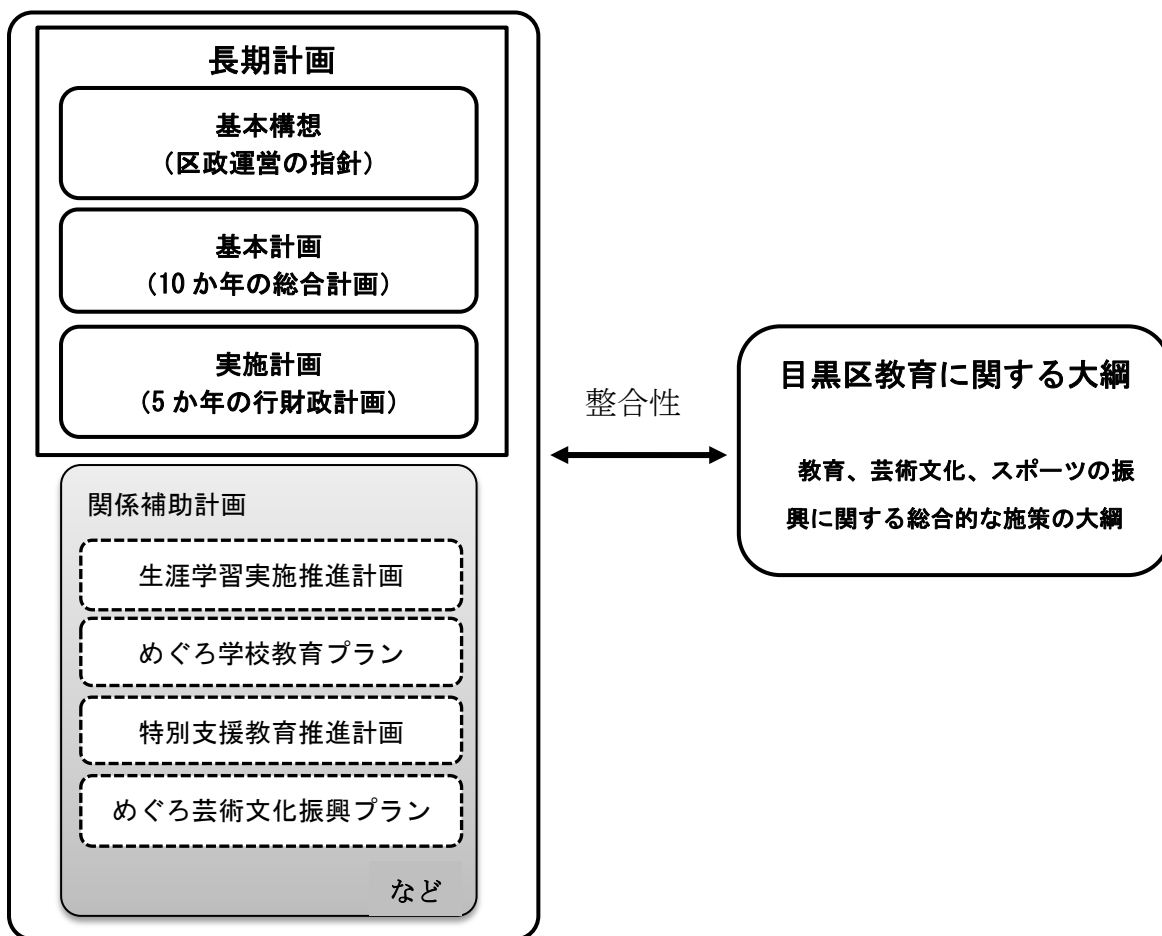
この改正により、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるとともに、大綱の策定に関する協議等を行うため、長と教育委員会とで構成する「総合教育会議」を設けるものとされました。

目黒区においても、総合教育会議を設置し、区長と教育委員会との協議を経て、教育に関する大綱を策定するものとなりました。

## 2 大綱の概要

### (1) 大綱の位置づけ

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により区長が定めることとされた本区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とします。
- 目黒区基本計画と整合性を図った施策の大綱とします。



## (2) 大綱の期間

大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。教育をめぐる社会情勢の変化が生じた場合は必要な見直しを行います。

## (3) 大綱の目標

本区の10か年の総合計画である「目黒区基本計画」では、区政運営の指針としての「目黒区基本構想」を受け、望ましい将来像を実現するための分野別の基本的な目標として、4つの基本目標を掲げています。

大綱は、このうち主に教育、芸術文化、スポーツの振興などの分野に関する基本目標である「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指すこととし、基本計画に掲げる施策の基本的方向性に準じた5つの基本方針を掲げ、今日的課題を踏まえた施策を進めるものとします。

### **基本目標 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現**

【参考】目黒区基本構想・基本計画

#### **基本目標1：豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち**

- 区民一人ひとりが平和を愛し、基本的人権を尊重して、人間性豊かに、だれもがその個性を發揮できるまちを目指します。
- 子どもたちが心身ともに健康で、知性と感性に富み、社会の一員として人権を尊重し人間性豊かに成長することを願い、学校教育を充実させるとともに、学校施設・機能の開放を進め、学校・家庭・地域社会が連携して地域の教育機能を高めます。
- 区民一人ひとりが個性や能力を發揮し、生きがいをもって生活できるよう、社会教育、スポーツ・レクリエーション、芸術文化の振興など生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会の諸条件が整備されたまちを目指します。

### **基本方針**

基本目標を達成するため、以下の基本方針に基づき総合的に推進します。

**基本方針1 人権を尊重する教育の推進**

**基本方針2 地域ぐるみの教育の振興**

**基本方針3 学校教育の振興**

**基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興**

**基本方針5 芸術文化の振興**

### 3 基本方針と施策

#### **基本方針1 人権を尊重する教育の推進**

日本国憲法や教育基本法に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進します。

#### **施策1 人権教育の充実**

あらゆる教育の機会を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互理解と連帯意識を培い、あらゆる差別や偏見をなくすための学習活動を促進します。

- 児童・生徒の豊かな心をはぐくむ道德教育の充実
- 人権尊重の視点に立ち、いじめの未然防止に取り組むいじめ防止対策の推進
- 人権に関する社会教育講座等の実施

#### **施策2 いのちの教育の充実**

生命がかけがえのないものであることを理解し、自他の生命を尊重する態度をはぐくむために、道德教育を中核とした教育活動全体を通じて、「命の大切さ」を実感させる教育を推進します。

- 区独自の副読本「めぐろの心」、「心の広場」を活用した「生命尊重」の心情を高める道德教育の充実
- 道徳的心情や道徳的実践力を育成するための体験的な学習のより一層の充実

## **基本方針2 地域ぐるみの教育の振興**

家庭、学校、地域が連携・協力した「地域ぐるみの教育」に取り組むことにより、それぞれの教育力の向上を図り、全体で子どもを見守り、はぐくむ地域社会を目指します。

### **施策1 家庭教育の支援**

家庭の教育力を高めるため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し、家庭教育や子育てに関する学習機会及び情報の提供等の支援を行います。

- 家庭教育を支援するための講座等の実施

### **施策2 地域ぐるみの子どもの育成**

家庭や地域社会、そして学校が相互に連携し、子どもを取り巻く全体の教育力を向上させるための施策を展開します。

- 青少年健全育成の推進
- 子どもの育ちを支えるための学習機会の提供や情報提供等を行なう地域活動の推進
- 児童館や学童保育クラブ等で実施している魅力ある子どもの居場所の拡充
- 地域人材を活用した様々な体験機会の確保を行う子ども教室の拡充

### **施策3 家庭・地域社会と学校との連携・協力の推進**

学校の教育目標や運営方針などを地域で共有し、学校と家庭・地域社会とがお互いに子どもの育成という共通の目標に向けて緊密に連携できるように取り組みます。

- 教育活動と学校運営の改善を進める学校評価の実施・充実
- 学校評価\*<sup>3</sup>の妥当性・客観性を高め、学校教育の改善に活かす第三者評価\*<sup>4</sup>の実施

### **基本方針3 学校教育の振興**

「生きる力」をはぐくむ学校教育を展開します。また、幼児教育、特別支援教育の充実や安全・安心に学校生活を送るための環境を整備します。

#### **施策1 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進**

子どもたち一人ひとりが、生涯を通じて、心豊かに、主体的・創造的に生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を確実に身につけることのできる学校教育を展開します。

- 小中学校の接続に配慮した外国語教育9年間のカリキュラムの実施
- 豊かな自然や文化の中で様々な体験を通して「豊かな心」や「健やかな体」をはぐくむ自然宿泊体験教室の実施
- オリンピック・パラリンピック教育<sup>\*5</sup>の展開を通じたスポーツによる心身の調和的な発達と、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣の学習・交流などによる国際理解教育の推進

#### **施策2 幼児教育の推進**

家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うため、教育内容を充実させ、幼児教育を推進します。

- 就学前施設と小学校との連続性を意識した円滑な接続
- 教育と保育の内容に関する全体的な計画に基づく幼児教育の充実
- 私立幼稚園の環境整備や保護者の経済的負担への支援

#### **施策3 特別支援教育の推進**

就学前から卒業後までを見通して関係部局・関係機関との連携を図り、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応した特別支援教育を推進します。

- 通常の学級に在籍する発達障害等の児童を対象とした特別支援教室における指導の充実
- 就学前から卒業後までを見通した支援の充実

#### **施策4 学校施設の整備**

児童・生徒にとって望ましい集団規模を確保しながら、学習・生活環境の向上や安全性に配慮した学校を整備します。

- 校舎改修等による学習・生活環境の改善



- 教科指導の中でICT\*6を活用できるよう教室のICT環境整備及び教職員の校務改善や負担軽減のための校務の情報化の推進

#### **施策5 学校安全対策の推進**

専門家や保護者・地域の協力による様々な安全対策の取組みにより、子どもや学校を犯罪や事故等の被害から守ります。

- 関係機関や地域との連携による交通安全教室の実施と情報リテラシー\*7・情報モラル\*8教育の充実
- 危険を予測・回避する能力と自ら主体的に適切な行動ができる力をはぐくむ防災教育の推進

#### **基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興**

区民一人ひとりが、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学習機会を選択し、生きがいつくり、健康づくりを進め、生き生きと学びあうことができる豊かな生涯学習社会の実現を目指します。

##### **施策1 社会教育活動の促進**

学習の場や交流機会の提供、活動の支援、情報提供、学習相談などの充実により、社会教育活動を促進します。

- 社会教育館等を利用した社会教育講座の実施や団体の交流・発表機会の提供
- 団体への指導者派遣等による自主活動の支援
- 区内等教育機関との連携講座の推進

##### **施策2 スポーツ・レクリエーション活動の促進**

区民が地域の身近な場所で気軽に行えるスポーツ・レクリエーション活動の普及を通じて、区民の生きがいや健康づくり、相互交流を促進するとともに、様々な分野との連携を図った地域づくりを展開します。

- 区民のライフステージ\*9に応じたスポーツ活動の推進
- 区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた気運醸成と地域活性化

##### **施策3 図書館サービスの充実**

区民の生涯学習の拠点として乳幼児から高齢者、障害者を含めた利用にこたえるため、資料の充実を図るとともに高度情報化に対応した図書館サービスを提供します。

- 求める知識が得られる図書館機能の充実
- 区民に向けた各種サービスの充実による読書活動の推進

## **基本方針5 芸術文化の振興**

優れた芸術文化に接したり、新しい文化の創造に寄与したりする機会を提供するとともに、区民の芸術文化活動を支援します。また、郷土に伝わる文化財を保護・継承します。

### **施策1 芸術文化活動の促進**

多くの人々が芸術文化に接し、参加する機会を提供するとともに、芸術文化活動の促進に向けて各種支援を行い、これまで培ってきた芸術文化のつながりとしての「文化縁」を基礎として、相互の連携を促進するとともに、多文化との共生や他分野、企業等との連携に努めます。

- 芸術文化への多彩なアプローチづくり
- 芸術文化活動への支援
- 多文化との共生や他分野、企業等との連携による新たな「文化縁<sup>\*10</sup>」への発展・充実

### **施策2 文化財の保護**

有形・無形の文化財を後の世代に伝え、区民共有の貴重な財産として保護・継承します。また、区民が目黒区の歴史と文化を理解し、地域への興味・関心を深めることができるよう教育普及活動を促進します。

- 文化財の保護及び普及・啓発
- めぐろ歴史資料館等を利用した教育普及活動

## 用語解説

### \*1 知識基盤社会

平成 17 年の中央教育審議会答申（「我が国の高等教育の将来像」）で 21 世紀の社会について示された言葉で、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと。

### \*2 インクルーシブ教育システム

可能な限りの合理的配慮によって、障害のある子が障害のない子とできるだけ同じ場で共に学ぶことを目指す教育システムのこと。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様で柔軟な連続性のある学びの場とともに整備するものとされている。

### \*3 学校評価

教職員による自己評価や児童・生徒、保護者、地域住民や学校関係者により行われる評価のこと。

### \*4 第三者評価

学校の裁量を拡大し、現場の主体性を高める中で、それぞれの学校の取組の成果をより客観的に評価することが教育の質を保証する上でますます重要となることから考えられた第三者機関による外部評価の仕組みのこと。

### \*5 オリンピック・パラリンピック教育

スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるようになることを目指したオリンピック・パラリンピックを通じた学びのこと。

### \*6 ICT

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称

### \*7 情報リテラシー

情報と情報手段を主体的に選択し活用するための個人の基礎的な資質。狭義

にはコンピューターのような情報機器の活用能力の意味に使われるが、広義にはあらゆる情報手段の活用能力を意味する。

#### **\*8 情報モラル**

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことで、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなど

#### **\*9 ライフステージ**

人の一生を幼少期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

#### **\*10 文化縁**

平成17年の目黒区芸術文化振興計画策定懇話会報告で示された言葉で、芸術文化を契機として、人々の間に生まれる新しく豊かなコミュニケーションと、それを通して形成される人々のつながり（コミュニケーション、ネットワーク）のこと。